

桑名市教育委員会議事録

令和6年3月27日（水）教育委員室において、桑名市教育委員会3月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 加藤 眞毅 教育委員 松岡 守 教育委員 安藤 智里
教育委員 平野 智美 教育委員 服部 岳

出席参与者

教育部長	尾関 一夫	教育監兼学校支援課長	片山 哲哉
教育次長兼教育総務課長	位田 壮平	教育環境再構築プロジェクト担当	近藤 光彦
新たな学校づくり課長	箕 直樹	人権教育課長	水谷 公
新たな学校づくり課主幹 （小中一貫教育担当）	井桁 里美	学校支援課主幹 （生徒指導担当）	芝 佐織
学校支援課主幹 （教職員人事担当）	大喜多 啓介	ブランド推進課長	水谷 芳春
生涯学習・スポーツ課長	増田 武司		

書記

伊藤 千恵

傍聴人

無

議題

1. 審議事項

- ・議案第4号 桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部改正について
- ・議案第5号 桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- ・議案第6号 桑名市青少年補導運営協議会規程等の一部改正について
- ・議案第7号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について
- ・議案第8号 桑名市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について
- ・議案第9号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱及び重要文化財旧諸戸家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について
- ・議案第10号 桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

2. 協議事項

- ・各種大会（全国、中部、東海、三重県大会）出場に関する補助金の取扱いについて

3. 報告事項

- ・3月市議会の報告について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・第22回桑名市いじめ問題対策連絡協議会について
- ・桑名市いじめ防止基本方針改訂（案）について
- ・桑名市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針（案）について

- ・教育委員会事務局職員の異動について
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・4月の教育委員会の行事予定について
- ・4月の教育委員会定例会 4月19日（金） 午後1時30分
- ・5月の教育委員会定例会 5月22日（水） 午後1時30分

【教育長】

ただいまから令和6年3月の教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

議長は、私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会は無効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書を御覧ください。事項書の3番、報告事項、小・中学校の様子についての1件でございます。

小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、この1件については、桑名市教育委員会会議規則第5条により会議を非公開といたしたいと思っております。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、この1件につきましては非公開とすることに決しました。

よって、この件につきましては、会議の最後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、まず、議案第4号 桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号 桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和6年4月の組織再編に伴う担当課の変更と、これまで幼稚園及び保育所の運営について、それぞれ教育委員会と子ども未来部が行ってまいりましたが、令和6年度から就学前施設の在り方を一体的に検討するため、子ども未来部に新たに幼保支援課を設置し、組織の一元化に向けて準備を進めていくことに伴い、関係規則を整理するものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1条の資料のほうをお願いいたします。

第1条の桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正につきましては、別表第2の学校支援課の事務分掌の改正でございます。

改正内容の見え消し(抜粋)の資料を御覧ください。

別表第2、学校支援課の事務分掌中、1及び2につきましては、既に補助執行の事務に含まれておりますので、幼稚園児の入園や転退学に関する業務を削除いたします。

6の幼稚園教職員の任免その他人事に関することにつきましては、保育所と一体的に人事に関することを行うため、補助執行の事務へ追加いたしまして、学校支援課の事務分掌から削除するものでございます。

以降は号数のずれを改正いたします。

元の改正文の資料に戻っていただきまして、第2条になりますが、桑名市社会教育委員の会議規則の一部改正につきましては、令和6年度の組織再編に伴い、会議の庶務を担当する課の名称が変わるため、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課から、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課に変更するものでございます。

第3条の桑名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正につきましては、令和6年度の組織再編に伴い、別表内を改正するものでございます。

もう一度、改正内容の見え消し(抜粋)の資料を御覧ください。裏面になります。

別表内の一番上のところですが、社会教育委員に関することなどの補助執行させる職員を市民環境部

地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課から、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課に改正するものでございます。

次に、2行下のながしま遊館に関することにつきましても同様の改正でございます。

次の文化施設の設置及び運営管理に関することなどにつきましては、条例改正により、文化に関することが市長公室ブランド推進課から産業振興部観光課へ移管されたため、補助執行させる職員を産業振興部長、産業振興部次長及び産業振興部観光課の職員へ改正するものでございます。

次の学校体育施設等開放事業に関することなどを補助執行させる職員につきましても、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課から、市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課に改正するものでございます。

一番下の行になります。補助執行させる事務につきまして、私立幼稚園就園奨励費補助金に関することは、幼保無償化の制度改正により補助金がなくなっておりますので削除するものでございます。

その下の幼稚園教職員の任免その他人事に関することと幼児教育の指導及び助言に関することを追加いたしまして、子ども未来部に新たにできる組織において、組織の一元化に向けて準備を進めていくこととなります。補助執行させる職員につきましても、子ども未来部子ども未来課から子ども未来部幼保支援課へ改正するものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見等、ございますでしょうか。

どうぞ。

【安藤委員】

幼保の一元化というのは、随分前からなかなか実現しようと思ってもしなかったことなので、大変ありがたいことだなと思っています。

資料、見え消しの学校支援課の事務分掌の新しい15番で、幼児教育に関することということがありますが、それは、裏で、補助執行させる事務の一番最後に、職員の任免とか、幼児教育の指導及び助言に関することというのがあるので、そういう範囲ということなんでしょうか。具体的には、新しい部署に変わっていったけれども、学校支援課でまた執り行っていくような仕事というのは、具体的にはどういうことがあるんでしょうかということです。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田でございます。

先ほど委員がおっしゃられたところで、組織として幼稚園は教育委員会の中にございますので、これから一元化に向けた準備を来年度進めていく段階で、指導面については幼保支援課の方で行いつつ、実際の保育業務といいますか、その辺は教育委員会の中で幼稚園教育を行ってまいりますので、事務分掌の中には幼児教育に関することは学校支援課に残しながら、来年度に向けてこれから整理をしていくこととなりますので、その段階で実際に組織が子ども未来部に移れば、この辺も補助執行の中に移して整備していくことになるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【教育長】

それでいいんですか。法律が残っていますよね。

【教育次長兼教育総務課長】

組織自体を持っていくのではない。

【教育長】

法律が残っているから、この形態は続くんですね。

組織自体は、スポーツとか文化と一緒に。

【教育次長兼教育総務課長】

補助執行です。

【教育長】

一部は残しながら補助執行をしてもらおうと、そういう形でいいですね。

【教育監兼学校支援課長】

そうですね。文科省、県教育委員会からの通知は教育委員会に来ますので、それをしばらくは整理しながら、例えば、完全に教育面、保育の教育面については未来部さんのほうでやっていただくと。交通安全の関係だとか、特別支援教育に係ることであるとか、若干、残るものもあるし、直ちに全てというわけにはいかないと考えています。

【教育長】

おそらく国の立付けが変わればいいのですが、それが変わらない限りは、今のこの形態はずっと残ると。

【教育監兼学校支援課長】

全てが補助執行していただけるわけじゃないと考えています。

【教育長】

すみません。
口を挟みました。
ほかは。

【松岡委員】

関連しますけど、両方とも幼児教育と書いてあるので、何か連携を注意しないと、それは向こうや、こっちやという話になりかねないので、その辺は注意する必要があるかなと思いました。よろしく願いします。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

【服部委員】

資料に関して少し御質問ございます。

議案第4号の資料の1ページ目の一番下、新しくなるものと、翌ページの見え消しのものとの整合性が合っているのかなと、そんなことなんですけれども、補助金に関することは消えていなくてといううなことでいいんですか。

【教育次長兼教育総務課長】

補助金に関する部分につきましては、削除が漏れておりました。申し訳ございません。

【教育長】

それでは、ここは直してもらって。
ほか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号 桑名市教育委員会事務局内部組織規則等の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進めさせていただきます。

次は、議案第5号 桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【生涯学習・スポーツ課長】

生涯学習・スポーツ課、増田です。よろしく申し上げます。

議案第5号 桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部改正につきまして説明させていただきます。今回の一部改正は、学校施設の開放に関する利用団体の年度更新の登録申請や利用申請及び許可書の

交付手続などを、令和6年度より、インターネットを利用した手続へと切り替えさせていただくため、所要の改正を行うものです。

資料、見え消しの抜粋を御覧ください。

まず、利用団体に対し、必要な手続や責任を明確にするため、第5条、開放の対象者の条で、登録事項に変更が生じた場合は届出を行うこと。また、届出事項に偽りや不正があった場合は、団体としての登録が取り消される旨を規定しました。

次に、第6条、利用手続では、今まで利用する場合の手続としまして申請書など紙媒体で行っていたものを、登録団体は、これからはインターネットを用いる方法により学校開放の状況の確認や手続を行うシステム、学校開放システムを利用して、利用日の前月から1週間前までに利用日の登録を行うとともに、利用後は翌月10日までに利用したかの有無を学校開放システムにて報告するよう、手続について規定しております。

また、許可書につきましては、今まで、3枚複写の用紙で行っていたものを、原則、今回の学校開放システムでは、登録団体は学校施設が開放されている利用日のみ登録することができる設計となっておりますことから、利用登録を行った時点で許可を行ったものとしております。そのため、2項の許可書の部分を削除し、3項を一部改正しております。

その他、第7条、第11条、第13条につきましては、それぞれ文言の整理を行ったものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

【松岡委員】

これは、24時間、土日、関係なしに登録できるのですか。

【生涯学習・スポーツ課長】

そうですね。インターネットを用いて。

【松岡委員】

分かりました。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

それでは、議案第5号 桑名市立学校施設の開放に関する規則の一部改正についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

次は、議案第6号 桑名市青少年補導運営協議会規程等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田です。よろしくお願いたします。

議案第6号 桑名市青少年補導運営協議会規程等の一部改正について御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましても、令和6年4月の組織再編に伴う事務を担当する所属課の名称変更によるものでございます。

第1条、桑名市青少年補導運営協議会規程、第2条、桑名市子ども読書活動推進協議会要綱、第3条、桑名市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱、それぞれ協議会や委員会を庶務いたします担当課の名称が変わりまして、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課から、市民環境部地域コミュ

ニティ局生涯学習課に変更するものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、議案第6号 桑名市青少年補導運営協議会規程等の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次に、議案第7号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田です。お願いいたします。

議案第7号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について御説明をいたします。

改正内容の見え消しの資料のほうをお願いいたします。

補助金の内容を定める別表の改正につきまして、順次、内容を御説明させていただきます。

2ページ目の裏面のほうからお願いをいたします。

11番目のPTA運営補助金の2列目になります。交付の目的につきまして、文言の整理のため、「父兄」を「保護者」に改めるものでございます。

次に、12番の和く輪くウイークエンド運営補助金の一番右の列になります。補助対象者につきまして、現在はそれぞれ3つの団体に補助を行っているため、和く輪くウイークエンド連絡推進協議会を削除するものでございます。

次の13番目の青年の船参加者補助金につきましては、補助金の見直しにより廃止されているため、削除するものでございます。

14番目以降は区分番号を改めるものです。

改める前の番号で御説明をさせていただきます。

14番の桑名市同和教育研究推進協議会補助金の一番右の列ですが、補助対象者について、団体名称が誤っておりましたので改めるものでございます。

16番の文化財保護補助金の一番右の列の補助対象者につきまして、有王塚保護保存会は現在活動がないため削除し、伊勢大神楽保存会につきましては、現在解散し、伊勢大神楽講社へ引き継がれているため、名称を変更するものでございます。

少し飛びまして、最後、28番になります。学校臨時休業対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類へ変更されたため、今回、廃止をさせていただくものでございます。

議案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第7号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次に、議案第8号 桑名市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【教育監兼学校支援課長】

学校支援課長の片山でございます。

議案第8号 桑名市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について御説明します。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されました。

これに伴いまして学校保健安全法施行規則の一部が改正されまして、それと同時に、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルも改定になりました。季節性インフルエンザと同じ位置づけになったことに伴いまして、令和6年3月31日をもって廃止をしたいと思います。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第8号 桑名市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の廃止について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり廃止することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり廃止することに決しました。

それでは、次ですが、議案第9号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱及び重要文化財旧諸戸家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【ブランド推進課長】

ブランド推進課長の水谷です。よろしく申し上げます。

議案第9号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱及び重要文化財旧諸戸家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について御説明させていただきます。

まず、名勝旧諸戸氏庭園保存活用事業につきましては、令和3年から令和5年度に行っておりました。重要文化財諸戸家住宅保存活用計画につきましては、令和4年から令和5年度の2か年、行っておりました。この2つの庭園と建物の保存活用計画について、委員会で議論いただきまして、令和6年3月31日でこの事業が完成しますことから、この委員会の設置要綱を廃止するものです。

議案に対する説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくようお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは、議案第9号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱及び重要文化財旧諸戸家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止についてを挙手により採決いたします。

原案のとおり廃止することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり廃止することに決しました。

次に、議案第10号 桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業

の許可に関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

学校支援課、大喜多です。

議案第10号 桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について御説明申し上げます。

制定のあらまは、中学校における休日の部活動の地域移行に伴い、職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可基準について要綱を制定するものであります。

中学校における休日の部活動の地域移行により、職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする場合においては、服務を監督する市町教育委員会で兼職兼業の許可を行う必要があります。このことに関わって、三重県教育委員会から許可基準などのモデルが示されたので、基本的には県教委のモデルに従い、桑名市版の要綱を整えました。

留意する点といたしましては、この要綱につきましては、あくまでも兼職兼業の許可基準を定めたものであり、地域クラブに従事した時間が時間外在校等時間、いわゆる時間外労働時間に含まれるものではないということ。とはいいつつも、職員の心身の健康のために、支障が生じないように、適切に業務管理をする必要があるということが留意点として挙げられます。

以上、御審議、お願いいたします。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

【松岡委員】

教育職員というのは、具体的にはどういう範囲になるのでしょうか。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

いわゆる教諭、常勤講師も含めて。Q&Aにもあるんですけども、事務職員等も含んでいることがあります。

【松岡委員】

Q&Aってどこです。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

申し訳ないです。Q&Aの添付はないですけども、県が参考に決めてありまして、事務職員を含むということで。

【松岡委員】

学校の事務職員も含まれる。教頭先生、校長先生は。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

含まれます。

【松岡委員】

教育委員会事務局の人は。

【学校支援課主幹（教職員人事担当）】

含まれないです。

【松岡委員】

分かりました。

【教育長】

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第10号 桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり制定することに決しました。

では、ここでブランド推進課長、生涯学習・スポーツ課長は退室されます。お疲れさまでした。

では、次に進めさせていただきます。

事項書の2番、協議事項、各種大会（全国、中部、東海、三重県大会等）出場に関する補助金の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【教育次長兼教育総務課長】

教育総務課、位田でございます。

各種大会出場に関する補助金の取扱いについて御説明をさせていただきます。

資料のほうをお願いいたします。

各種大会、全国大会、中部大会、東海大会、三重県大会等に出場する補助金につきましては、大会に出場するための参加費及び交通費の一部を助成しているものでございます。

令和6年1月に三重県中学校体育連盟より、大会の開催に当たり、会場使用料の増額、熱中症対策への費用増大等の影響を鑑みて、現行、参加者1人当たりの参加料1,000円のところを令和6年度から1人当たり1,500円に値上げするとの通知をいただきました。

大会参加料の値上げを受けまして、第3条の別表のところでございます、スポーツに係る補助金の上限額を三重県大会の参加費1人当たり1,000円1,500円に増額したいと考えております。あせまして、全国大会の参加料が現行1人当たり4,000円となっておりますことから、こちらも全国大会の参加料1人当たり3,500円を4,000円に増額したいと考えております。

御協議のほど、よろしくをお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

では、この内容で運用していただくということで、よろしくをお願いいたします。

では、次に進めさせていただきます。

事項書の3番、報告事項、3月市議会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育部長】

教育部長、尾関です。よろしく申し上げます。

令和6年第1回市議会定例会が2月20日から3月21日までの31日間にて行われました。

教育に関わる一般質問としましては、施設一体型の小中一貫校の必要性とか、課題について、市の認識という部分を問われる質問がありまして、必要性につきましては、施設一体型の小中一貫校では、子どもたちにとって日常的な異学年交流というのも活発にできますし、多様な価値観に触れることが可能になるというようなこと、また自主的な活動の場を広げて、お互いの個性を認め合えるというような教育的な実践的効果も見込める、様々な生き立ちを持つ子どもたちも共に生き、共に学ぶということも期待できるということで、現在進めております小中一貫教育がより効果的に展開していくためにも、一貫校というのは適切であると考えていると答弁させてもらっています。

また、課題につきましては、議員のほうから、例えば5・6年生、高学年のリーダーシップというのが育つ機会が減少してしまうのではないかとか、小学生が中学生の影響を受けるおそれがあるのではないかとような課題を数点挙げて御質問いただきましたけれども、基本的には、異学年交流もできて、様々な機会、また様々な学年でリーダーシップを発揮できるような場面というのは、機会をつくることは可能ですし、良いお手本となる生徒も多数いるというようなことから、メリットという部分などを答弁させていただいております。

そのほか、多度学園の開校に向けてというような御質問であるとか、道徳教育、それから、教科書採択の現況、小中学校の再編計画、平和教育などについての質問をいただいております。それについても全て答弁させてもらいました。

なお、令和6年度一般会計予算、それから、今年度の一般会計の補正予算として計上いたしましたも

のにつきましては全て可決承認いただいたということでございます。

それから、3月31日で任期満了となります加藤教育長ですけれども、市長のほうから引き続き任命をしたいということで議案が提案されまして、原案どおり承認、同意されましたことをここで御報告させていただきます。

私からは以上です。

【教育長】

それでは、ただいまの報告につきまして御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。

次は、多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いいたします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課の覚です。よろしく申し上げます。

配付いたしました3月発行のかわら版33号を用いまして、多度地区小中一貫校整備事業の進捗状況、工事や校歌作成、また、通学方法の中のスクールバスについて、現状の報告をさせていただきます。

まず、多度学園建設の事業進捗でございます。

昨年11月に起工式を行いまして、現在、造成工事を行いますとともに、詳細な設計を事業者と詰めております。設計は本年の夏頃に完成を予定いたしております、その後はいよいよ校舎といった本体工事に着手してまいります。現在のところ、擁壁や調整池の整備も進みまして、造成工事は順調に進んでおります。

裏面、御覧ください。

教育委員さんの現場視察につきましては、現在事務局内で調整中ではありますが、先んじまして、地元の開校準備会の委員さんを対象といたしまして、地元の会議開催に合わせて現場視察を行いました。事業進捗や学校予定地の広さなどを実感いただいております。

次に、A Iを活用した校歌作成についてでございます。

歌詞案については、ほぼ問題ないと超校歌プロジェクトより伺っておりますが、現在、著作権につきまして最終チェックを行っていただいております。当初の計画の中では今年度中に曲づくりまで行うといったスケジュールを予定いたしておりましたが、子どもたちが曲づくりに参加できるような環境を整えるため、少ししっかりと時間を取ることにいたしまして、令和6年度に曲づくり、そして、編集の後、校歌完成へと、1年をかけて進んでまいります。

最後に、スクールバスについてでございます。

現在、4つの小学校の児童が多度学園に集まることとなります。通学路が広域となるため、スクールバスを導入することといたしまして、バス停やルートなどの通学については学校関係者やPTAなどからなる地域連携部会で御協議いただいております。道路状況や地域性を考慮いたしまして、中型バス、マイクロバスの5ルートを想定いたしております。

引き続き、地域連携部会では子どもたちの登下校や見守りといったところについての協議を6年度に向けて予定いたしております。

報告は以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの報告につきまして御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、第22回桑名市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

第22回、令和5年度第2回桑名市いじめ問題対策連絡協議会報告を御覧ください。

令和6年2月8日、桑名市いじめ問題対策連絡協議会を実施いたしました。

会の前半は、教育委員会事務局より、10月と1月に実施いたしましたいじめアンケート結果に基づき、本市におけるいじめ問題に関する現状と諸問題に関わる分析について御報告いたしました。その後、子

子どもを支える取組について、学校支援課が実施しています市内小中学校の児童生徒の支援に携わっているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどを対象とした専門スタッフ交流会について紹介し、学校と専門スタッフ間での連携を図ることで、子どもを支える取組につながっているということを確認いたしました。

会の後半では、学校、福祉支援、社会啓発の3つの観点から、いじめ防止に係る取組についての実践交流を行いました。

学校においては、いじめの未然防止の観点から、人との関わりを円滑に行えることを目的として、ソーシャルスキルトレーニングなどを実践しているというお話があり、自分の思いを他者に伝える力をつけていくこともいじめの未然防止につながるということを確認いたしました。

また、福祉支援や社会啓発の取組について、家庭支援や相談窓口などの取組が紹介され、学校、福祉、地域の社会総がかりでのいじめの防止に向けた取組の推進を図ることについて再確認できた会となりました。

以上です。

【教育長】

それでは、ただいまの報告につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の議事に進めさせていただきます。

次は、桑名市いじめ防止基本方針改訂（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

桑名市いじめ防止基本方針改訂（案）について御報告いたします。

資料を御覧ください。

桑名市いじめ防止基本方針は、平成26年5月に策定され、国のいじめの重大事態に関するガイドラインの策定、三重県いじめ防止条例の施行と三重県いじめ防止基本方針の改訂という状況から、令和3年4月に改訂されています。

今回、令和5年3月に三重県いじめ防止基本方針が再度改訂され、学校と家庭の連携の項目やより具体的ないじめの対応策について追記されました。桑名市といたしましても、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、桑名市いじめ防止基本方針の改訂に至ったというところです。

本改定案、学校いじめ防止基本方針のモデル案につきましては、教育委員会の附属機関でありますいじめ問題専門委員会にて協議をさせていただき、最終案として提案させていただいております。

桑名市いじめ防止基本方針（案）につきましては、概要版の次の冊子、見え消し資料を御覧ください。見え消し資料で説明をさせていただきます。

追記、修正につきましては、赤字にて記載させていただいております。

説明させていただきますと、4ページの下段、（4）いじめの早期発見のための措置につきましては、いじめを伝えられる環境の整備として、学習用端末などの活用についてを追記いたしました。

5ページの中段、（エ）学校と家庭との連携という項目を追加し、学校と家庭が連携して、児童生徒の悩みや不安をいち早く把握することに努めるという内容について記載しています。

13ページを御覧ください。

4番、重大事態への対処につきましては、全体を通じて、より重大事態への対処に関わる具体的な対応について、三重県ガイドラインの内容に即して追記させていただいております。

16ページの中段、いじめ重大事態の調査報告書及び調査に関わる文書の保存期間については、10年としていることを新たに追記させていただきました。

以上、改訂案となります。

また、毎年、年度ごとに、各学校より学校いじめ防止基本方針を提出いただいております。各学校においては基本方針を策定いただいております。そのモデルとして、今回のいじめ防止基本方針の改訂に

基づいた内容にモデルも一部修正をしております。修正箇所につきましては、見え消し資料を参考にしてください。

本日、御了承いただきました後、学校への周知とともに、市のホームページに記載させていただく予定です。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございますでしょうか。

【安藤委員】

いじめという言葉に、かぎ括弧がついているところと、かぎ括弧がついていないところがあって、例えば、3ページの(3)いじめの理解という言葉に私はすごく違和感を感じて、これ、かぎ括弧が欲しいなと思ったら、そのページの上の上から2行目、『これらの「いじめ」の中には』というところにかぎ括弧がついているんですね。県の文書とか、ついていなかったりとかするのもあるのか分からないですけど、ついているのと、ついていないのとの差とか、自分の気持ちとしては、かぎ括弧をつけたいな、いじめというものというような感じでは思っているのですが、その辺の見解はどうでしょう。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

三重県のガイドラインに則しての変更をさせてもらったところでありますので、いじめの理解というタイトルのところで括弧を外させてもらっているという経緯はありました。しかしながら、今御意見いただきまして、いじめというもののという意味合いでの記載でありますので、括弧は追記させていただく形で御意見を賜りたいなというふうに思います。ここで御確認していただけたらと思います。

【安藤委員】

すみません、ちょっと付け足していいですか、言い忘れて。

同じような感覚で、9ページ、下のほうに学校におけるいじめの防止等に関する措置ということで、そこは、(ア)とか(ウ)とか、いじめのとか、いじめに対するとかというのを全部消してあるんですね。やっぱりそのほうが私の感覚に合うんですけど、だから、消されたのかなと、何かいろいろ思いがあるのかなということ少し思いました。統一していただけるといいかなと思いました。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

ここの消させてもらった文言に関しては、三重県のいじめ防止基本方針がいじめのという言葉が消させてもらっているの、その県のガイドラインに準じた形にさせてもらっています。ただ、いじめの認知ということに関しましても、被害性に基づいてということで以前よりお伝えさせてもらっているとおりなんですけど、そこ自体がなかなか難しいというところもありまして、いじめの理解という項目が県でも引き続きありますので、県に則しての表記ということになります。

【教育監兼学校支援課長】

学校支援課長の片山でございます。

まず、1点目のいじめの括弧でございますけれども、1ページのいじめの定義、いわゆる法におけるいじめについてはかぎ括弧がついていると。法に基づいた措置に関するいじめということで、かぎ括弧がついていることを考えれば、あと文章中のいじめという使い方についてはかぎ括弧をつけていないと。いわゆる読み手のほうがはっきりその辺は意識できるようにという形になっていると思いますので、その辺、県の文書の確認をもう一度行いながら、現場には発出したいと思いますので、お願いいたします。

それから、先ほどご指摘いただきました、11ページのいじめに対する等の削除のこと、9ページの(3)の学校におけるいじめの防止等に関する措置ということで、いじめだけではなくて、いじめに近いもの、それも含めて未然防止を図っていくことが適切だろうということで、削除されていると思いますので、いじめだからじゃなくて、いろんな不適切な関わりというものもありますので、それを含めて対応していくということで、よろしくお願いいたします。

【安藤委員】

単なる意見ですけど、現象を一つの言葉でぼんとしてしまうのが自分としては嫌なので、ずっと違和感が、いじめ、いじめという感じの違和感があったのでということです。ちゃんと説明していただける

ような思いがきちんとあれば、それでいいと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】

よろしいですか。

ほかはどうでしょうか。

【安藤委員】

見え消しじゃないほうの1ページ目、「はじめに」の4段落ですか、真ん中辺ちょっとで、「こうした状況の中」というところの段落の、「こうした状況の中、本方針について、令和3年3月に改訂された市の基本方針の内容」、次、「を」が抜けていると思うんです。見え消しのほうではちゃんと「を」を残してもらってあるので、多分、ここは単なる間違いだと思いますのでということが1点と、その段落の文章が非常に回りくどくて分かりにくいと思うので、要するに、いろんな国のものやら県のものやら、改訂されて、それをもとに今回、改訂していきたいということを行っているのだと思うので、なるべく簡単というか、分かりやすい文章にさせていただけるといいかと、こういう文章は、どうしてもそういうのが多くて、もう読みたくもないし、分かりもしないみたいな感じになってしまうので、なるべく理解しやすいようにしていただきたいと思いますし、同じページの、1、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方というのが真ん中からあるんですが、その(1)の2段落目、「また、いじめの防止等のための対策は」というところの文章も、非常に分かりにくい文章なので、その辺りも、もし時間があって整理していただけるなら、分かりやすくしていただけるといいなと思います。

以上です。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

ここは改訂前の文章、そのままですけれども、今の御意見をいただきまして、確認しながら、周知させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかはどうでしょうか。

【安藤委員】

違うところですけど、4ページ目の下のほうに、定期的な調査等ということで、「学習用端末等を活用し」というのを追記しましたというお話だったのですが、学習用端末を活用した調査というのは具体的にどういう感じですか。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

内容としましては、学習用端末を活用して、例えば、いじめアンケートを行ったりということを今、検討中でございます。

【安藤委員】

打ち込むみたいなの、書くのではなくて。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

そうですね、はい。

【安藤委員】

分かりました。

その辺りの部分で、定期的な調査等に書かれていることが各学校でやっていることと重なるというか、学校の施策ではなくて市の施策なので、学校で定期的にアンケートをさせている、そのことによって市内の現状を把握して、支援が必要なところには支援をしていくとか、市としてはどうしていくかみたいな話が書かれるべきかなって思ったので、内容を見ていただいて、学校での施策のところと見比べて、学校でもらったのを、市はなぜ学校でアンケートをするように言っていくのかとか、それをどう活用していくのかというようなことを明記していただくといいかなと思いました。

【教育長】

何かありますか。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

アンケートというのは学校が実施しているもので、モデルは市が出しているんですけども、学校からはその内容をもとに、学校では、いじめという言葉を使っていないということもありまして、子どもはいろんな不安なことを全部書いてくるんですね。それで、そこから学校がいじめを認知したものを問題行動報告として市に報告しているという状態になりますので、いじめ防止基本方針としてはこういう記載にはなっているんですけども。

市がアンケートを実施しているというわけではなくて、学校においてアンケートの在り方は併用して、いろいろ、いろんな御意見がありまして、端末の方が良いという意見もあれば、紙できちんと一定の距離を保ってという御意見もあるので、併用しながら、子どもがよりSOSを出せる環境整備に努められるようにと思っています。

【安藤委員】

言われることは大変よく分かりますし、そうなのだろうと思うのですが、アンケートは年間3回？

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

そうですね。

【安藤委員】

学校独自として始めたことではないわけなので、3回はアンケートをしましょうとか、アンケートの文言を市として考えたりとか、各学校できちんとやってほしいとか、内容をある程度そろえろとか、教育委員会としては支援していくということがあると思うので、そういう意味合いもあるのかなという、言っていることが、伝わらないかも分かりませんが、そういうことを思いました。

【教育監兼学校支援課長】

学校支援課長の片山です。

いじめの早期発見のための措置につきましては、桑名市が実施する部分とセットで書いてあります。安藤委員が言われるように、教育委員会としての取組であると同時に、実際に具体的に展開するのは学校となりますので、学校でいわゆる一定基準、アンケートをあるところは1回、あるところでは2回というわけにいきませんので、やはり教育委員会が先頭に立って、最低3回は、学期に1回はやりましょうという基準を示すこと。

それから、教室内ではなかなか書くことが、躊躇される、何か書いていると、それを見た子があの子は書いていたというのを指摘されると駄目ですから、いつでも訴えられるような、伝えられるような方策としての学習端末、こういうことを考えていつでもというところをやはり最低基準というか、そういう視点を持って学校が取組をするようにということでこちらに書かせていただいている。

また、こちらを持って、各学校生徒指導協議会とか校長会議等で周知をして、しっかりといじめの早期発見、認知というものに努めたいと考えております。そういう理解をお願いします。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

アンケートするときに、子どもが書きやすいように、担任ではない人が行うとか、保護者からの情報元の開示があっても保護者に伝えないとかというのは、具体的な話は学校の施策の中に書かれていて、だから、そういうことに気をつけるように教育委員会としては指導していくし、見守っていくよみたいな立場が分かるような書き方がされているといいなと思いました。すみません、時間があったら、また御検討ください。

以上です。

【教育長】

あとはよろしいですか。

【安藤委員】

はい。

【教育長】

ほかの方、よろしいですか。

それでは、次へ参ります。

桑名市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

桑名市部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針について、資料を御覧ください。

1枚目の資料は、今回の部活動ガイドラインの改訂に向けた保護者向け文書です。

部活動における課題については、少子化において生徒数の減少を背景に部活動数が減少しており、持続可能性という点において厳しさが増しているという現状があります。そのことから、部活動の地域移行について検討が進められており、桑名市といたしましても、休日の部活動の段階的な地域移行を目指し、取組を進めているところです。

今回の改訂につきましては、地域移行に向けた取組が進められる状況において、国及び三重県のガイドラインの改訂を踏まえ、桑名市部活動在り方検討委員会で協議を行い、今までの学校部活動ガイドラインにより具体的な対策内容を加え、新たな地域クラブ活動方針の項目を追記し、最終案として作成いたしました。

3セット目の見え消しの資料を御覧ください。赤字が今までのガイドラインに追記したものであるというふうになります。

初めに、1か所訂正がございます。

2ページ、5行目、「厳しさが増し」の後、空白がございますので、空白を詰めさせていただきます。よろしく申し上げます。

改訂案の内容につきましては、学校部活動ガイドラインと新たな地域クラブ活動方針の2つの柱にて記載させていただいております。

1ページから4ページが学校部活動ガイドラインの内容です。

追加内容といたしましては、学校部活動指導方針をもとにした学校組織としての部活動を軸といたしまして、生徒の自主的、自発的な活動を柱としたものとなるような指導、熱中症など安全管理についてより具体的な内容を追記いたしました。

また、外部指導員や部活動エキスパート、部活動指導員など、地域人材等を活用した指導についても追記しており、部活動を持続可能なものとするため、各種団体との連携や合同チームなど、学校や地域の実態に応じた部活動を行うことを留意事項とさせていただいております。

5ページ以降の新たな地域クラブ活動方針につきましては、桑名市における新たな地域クラブ活動について、生徒たちが生涯にわたりスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するため、地域スポーツの拡充に向けた体制整備を目指す内容となっております。

見え消し資料の次のページでございます学校部活動指導方針サンプルにつきましては、市内中学校において、桑名市部活動ガイドラインに基づき、年度ごとに更新しています学校部活動基本方針のサンプルとして作成しています。

こちらも、本日、了承いただけました後、学校への周知とともに、ホームページに記載させていただく予定です。1枚目の保護者用文書につきましては、令和6年4月以降、学校を通じて配布させていただく予定です。よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長】

ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。

【安藤委員】

地域クラブ活動というのは、前回のこの会議でも質問させていただいて、いろいろ教えていただい

たのですが、何だかよく自分では分からなくて、例えば、見え消しのところの5ページの下の1番、「適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」の中の2つ目の丸、「地域スポーツクラブ活動や地域文化芸術団体等については～」と書いてある中に、スポーツクラブとか、スポーツ少年団とか、プロスポーツチームとか、いろいろ書いてあるのですが、今まででもそういう地域の野球少年団とか、そんなのもありましたね。レスリングを教えているから、体育館を貸してくださいという話もあったのですが、そういうのも全部含めてということですか。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

全部含めて、地域クラブ活動とはしているのですが、ここのガイドラインに載せさせていたっているのは、今後、学校部活動から離れて、学校部活動と同じような活動として地域で中学生を対象にさせていただいていることも含めた内容となっています。その整理もしていかなければいけないなど、今やっている活動も全部含んでいます。

【安藤委員】

そういうものを新しくつくっていくのもあるということですか。

それから、平日はクラブ活動をするわけだから、土日だけするものもあるとか、そこに先生が入る場合もあるとか、そういうことなんですか。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

色々な形が想定されると思うのですが、今でも、部活に入らずに地域クラブだけに所属して活動している生徒さんもみえます。来年度、考えていますのは、一部、クラブの委託ということをしていただいて、平日は部活動をして、休日は地域クラブに移行するという形も取らせていただいているものもあります。

ただ、そこに関しては、一定の練習時間であるとか、安全性であるとか、体罰の禁止であるとか、そういうものも含めたガイドラインを守っていただきながらという、受皿になるような地域スポーツクラブというのも考えていますので、それを考えると、子どもたちが地域クラブに移行していく段階においては、今までも一定のスポーツの安全性を保ってやっていただいているのですが、よりそういう指導者の確保の下、新たなスポーツクラブを増やしていかなければいけないという下に、このガイドラインがあります。

【安藤委員】

だから、既存のものというのは、地域の有志が集まってであったりとか、会社が運営してとかって、いろいろあると思うのですが、市が設置者になって新しいのをつくっていくとか、そういうことではないわけですね。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

段階ではそういう想定ではなくて、今あるものをどういうふうに充実させていくかということを考えております。

【安藤委員】

大分、分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

ほかはどうでしょう。

【平野委員】

この中にも留意することはたくさん書かれているのですが、やはり1ページ目の最後のほうにあります、競技力を向上させたいという、顧問の先生だけじゃなくて、生徒にもそのような気持ちもあると思いますので、その辺の線引きがすごく難しく、今後、課題になると思うのですが、すごく強いチームになって、他の人が入りづらいとか、逆に、ただのスポーツを楽しむだけの部活になってしまっただけで意欲がなくなってしまうとか、すごく難しい問題があると思うのです。

あと、それから、去年、ニュースにありましたけれども、指導者までもが体罰とかそういうのに関わっていたというのがありまして、多分、その県とか市とかでも、こういうガイドラインとかをつくられていたにも関わらず、ああいうことになっていると思いますので、その辺りが、いじめのアンケートではないですけど、そういうのに上がってくればいいんですけども、すごく見えにくいところであると思いますので、その辺りが心配だなと思いました。ありがとうございます。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

今、おっしゃられたとおり、子どもたちのステージに合わせた活動場所というのを今後、整理していかなければいけないかなと思うのと、勝利至上主義だけに走ってはいけない、または、体罰ということも、指導者の育成ということに関しましては、また来年度、こちらとしても、青山学院大学の原監督が会長を務めますアスリートキャリアセンターと包括連携を結びまして、指導者育成のことも考えておりますので、今の御意見も含めて、今後、検討していければと思います。ありがとうございました。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

【松岡委員】

このガイドラインと活動方針というのは、現に活動している団体にはどんなふうに伝わっているのでしょうか。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

もちろん部活動在り方検討委員会においては、それぞれのスポーツ協会の方とか、少年団の本部長とか、そういった方がいます。それとスポーツ課などもいますので、そこからの発信ということになります。

また、この後、ホームページにもあげていきますので、そこで周知をさせていただきます。

【松岡委員】

少年団とか、そういう方は皆知っているはずであるということですね。分かりました。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

それでは、異動の件は後にいたしまして、まず、事項書の4番、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

連絡事項は以上となります。

それでは、非公開といたしました議事に移らせていただきます。

【非公開】

・小・中学校の様子について

【教育長】

それでは、以上をもちまして、令和6年3月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

————— 10時20分終了 —————